

広島県告示第七百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十二年九月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年九月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

甲田作木線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
安芸高田市高宮町川根字直会五〇・六〇番五地 先から 安芸高田市高宮町川根字直会五〇・三六番地先 島根県境まで	旧	四・八〇 二〇・六〇	一九五・〇〇	
安芸高田市高宮町川根字直会五〇・六〇番五地 先から 安芸高田市高宮町川根字火ノ山二九六三番一 地先島根県境まで	新	一八・二〇 七四・八〇	二二九・六〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一八五・〇〇 メートル